

第91回千葉県
メーデー
日時：5月1日(金)10時半～
場所：千葉市中央公園



第340号
2020年
3月21日

発行
千葉県労働組合連合会
〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター 3F
電話 043 (225) 5576
FAX 043 (221) 0138
発行人 本原康雄 定価20円

第 340 号 URL 版 2020 年 3 月 31 日

発行 千葉県労働組合連合会

〒260-0854 千葉市中央区長洲1-10-8自治体福祉センター

電話 043 (225) 5576 FAX 043 (221) 0138

発行人 本原康雄 定価 20 円

【1面】

20春闘・21駅で宣伝実施

大幅賃上げを求め県内官民共同行動

千葉労連は、2020春闘で「1日8時間働けば暮らしていける社会の実現」をスローガンに、大幅賃上げをはじめとする諸要求実現のため、2月20日～29日をゾーンに千葉県内の駅頭で、春闘大宣伝に取り組みました。参加人数は、全体でのべ155人、県内100駅での宣伝をすることを目標にして、地域労連の仲間とともに、21駅で官民共同宣伝を展開しました。

100駅室伝 実施状況一覧表

日付	場所	宣伝物配布数
2月17日	ちはら台駅	30
	八幡宿駅	85
	五井駅	335
	姉ヶ崎駅	50
2月20日	柏駅	300
	稲毛駅	600
2月21日	流山おおたかの森駅	400
	我孫子駅	300
	新鎌ヶ谷駅	300
2月23日	発酵の里こうざき	100
	水の郷さわら	100
2月25日	君津駅	200
	木更津駅	150
2月26日	本八幡駅	400
2月27日	成田駅	130
	八千代台駅	延期
	柏の葉キャンパス駅	300
2月28日	船橋駅	300
	新松戸駅	200
	新八柱駅	
	松戸駅	



宣伝ビラを多数配布=2/25 JR木更津駅

5 駅で共同宣伝

東葛労連と野田地区労連は 2 月 21、22、27 日の 3 日間で柏駅・流山おおたかの森駅・新鎌ヶ谷駅・我孫子駅・柏の葉キャンパス駅の 5 駅での宣伝行動に取組みました。

総勢 16 団体 48 人が参加し、大幅賃上げと格差是正、労働条件の改善と社会保障の改善を訴えました。

労働法変更点を周知

千葉地区労を中心として 2 月 20 日に稲毛駅で取組んだ宣伝では、30 人が参加して 4 月より改正される労働法

の変更点を訴えました。特にパート・有期雇用労働法では、同じ会社で同じ仕事をする正社員とパートや契約社員、派遣社員などの非正規労働者との間で、「基本給」や「賞与」などのあらゆる待遇の不合理な格差を禁止する訴えには、多くの人が耳を傾け、宣伝ビラを受け取りました。

地域経済の活性化求め、道の駅で宣伝

2 月 23 日は香取佐原地区労連を中心に、道の駅「発酵の里こうざき」と「水の郷さわら」で宣伝行動を取り組みました。

佐原駅近辺では多くの飲食店が廃業するなど、地域経済が疲弊しています。

参加者は「地域経済を活性化させるためにも、労働者の賃金を大幅に引き上げさせましょう」と訴えました。



30分で宣伝ビラがなくなる=2/28 JR船橋駅

最賃を 1500 円に

2 月 25 日は君津木更津地区労連を中心に君津駅と木更津駅で、26 日は市川浦安労連を中心に本八幡駅で、27 日は印旛地域労連と香取佐原地区労連を中心に成田駅で、28 日は船橋労連を中心に船橋駅で宣伝行動に取組みました。一日 8 時間労働を守るには最低でも時間額 1500 円が必要です。また、全国どこでも生計費に差がなく全国一律で訴えました。

児童相談所の新設要求

松戸労連が中心となって 2 月 28 日に新松戸駅、新八柱駅、松戸駅で宣伝行動に取組み、12 人が参加しました。松戸労連はこの間、県立児童相談所を早期に作るために奮闘しています。宣伝では、県立児童相談所を早期に作ることを求めて署名活動に取組みました。署名は 3 駅で 21 筆寄せられました。また県医労連とともに、松戸市立病院の運営のワンマン経営を正すことを訴えました。

今こそ声を上げる時

新型コロナウイルス感染症の発症が各地で確認され、



駅前の宣伝で労働相談も受付=2/26 JR本八幡駅

感染拡大の防止に、国も私たちも尽力しなければならない局面を迎えています。こうした中で迎える 20 春闘で使用者たちの空気は「それどころではない」といった反応です。働く人たちの関心も、賃上げよりも、仕事の対応や休業補償、雇用の維持といった方向に流れています。

しかし、今ほど「要求し運動すること」が大切な時はありません。安倍政権はこの間、市民や働く現場の声を聞かず、一方的な施策を発表し、振り回されています。この状況を正すには、要求し、みんなが協力して、たたかうしかありません。安倍政権は世論の批判におされ、一定の財政出動をもとに、正規・非正規を問わない均等待遇を念頭においた休業時の所得補償を、公務・民間で実施しようとする施策も打ち出し始めています。

しかし、そのうち民間対策をみると、学校休校対応の有給休暇制度も、雇用調整助成金による休業補償も、今のところは事業主の判断次第で制度の生き死にが、決まります。制度設計や手続きの改善を提案するのと並行して、事業主にリストラや不払い休業をさせず、制度を活用するよう促さなければなりません。これには、労働者が声を上げることが必要です。千葉労連は 20 春闘で多くの労働者とながかり、要求実現に向けて奮闘します。

波濤

新型コロナウイルス感染症の国内感染者数が、なかなか減らない。小中高などの学校の休校で、子どもの学習・生

活面での心配の種が増えた▼くわえて、学校給食現場に混乱が起きた。兵庫自治労連と三田市学校給食調理員労働組合では、給食センター臨時職員の無給での自宅待機という対応を撤回させ、臨時職員も必要な業務につけることや有給休暇の取得が可能となった。組合に結集して力を合わせた結果▼新型コロナウイルス感染症に対応する行政分野は、多岐にわたるが、歴史的緊急事態だからと自由や人権の規制にばかり目を向けてはいけなく考える。住民のいのちと暮らしを守り、憲法を尊重して対応していきたい。



【2面】

県・労働局に大幅賃上げの要請

3・12 春闘回答後の統一行動日

2020年国民春闘で、労働者の大幅賃上げを実現することを求めて、3月12日に全国各地で統一行動が取り組まれました。

千葉労連は「8時間働けばまともに暮らせる社会を実現しよう」をスローガンに、民間労組へのスト支援と、千葉県と千葉労働局に対して要請行動を行いました。

防災対策等を要請

千葉県に対しては①労働者大幅賃上げ②公契約条例を制定③新型コロナウイルス感染症への万全な対策④従来の防災対策を抜本的に見直すこと⑤現在いる臨時・非常勤職員で会計年度任



雇用労働副課長に義援金を手交

用職員になることを希望する職員をすべて採用⑥教員未配置問題を解決と 1 年単位の変形労働時間制を導入させないこと⑦国に対し憲法擁護義務を順守し、戦争する国づくりを進める改憲策動はやめるよう意見をあげること⑧国に対し全国一律最賃制の実現に向けて、速やかに議論を進めるよう意見をあげること、を求めました。千葉県は雇用労働課副課長が対応し、「要請していただいたことはすべて担当課に伝える」と答えました。最後に災害復興名目で千葉労連に寄せられた義援金 140 万円を、千葉県に渡しました。

コロナ対策の強化を

千葉労働局に対しては①千葉労働局労働行政職員の大幅増②36 協定の受理にあたっては原則を守るよう指導を徹底すること③最賃審議会を公開審議にするとともに意見陳述させること④低賃金労働者の実態を踏まえて千葉県の最賃を決めること⑤新型コロナウイルスで休業した労働者の補償範囲を広げること⑥国に対し全国一律最賃制の実現に向けて、速やかに議論を進めるよう意見を上げることを求めました。

千葉労働局はそれぞれ担当課が対応し、「人員増については厚労省にしっかり声を上げていく」「36 協定については適正なものかをきっちりチェックする。仮に原則を超えるものでも中身をチェックし、原則に近づけさせる努力をさせる」「低賃金労働者の生活状況のデータがあれば提出してほしい。また低廉な労働者の当事者に話してもらるのが望ましい」「2 月 14 日にコロナウイルスに関する特別窓口を設置した。様々な助成制度ができてきているが、現在は申請の受付は開始されていない。開始する場合はHPなどで告知する」と、前向きな回答がありました。

消費税 5%への引き下げを求める

3・13 重税反対全国統一行動

3 月 13 日、重税反対全国統一行動では消費税率 5%引き下げ、改憲阻止、戦争法・マイナンバー廃止、民主的税制・税務行政の実現へ声を広げ、共同を進めよう、をスローガンとして取り組まれ、14 税務署管内で 1500 人が参加しました。

第 51 回「3・13 重税反対全国統一行動」は新型コロナウイルス感染対策等で、例年の集会・デモ行進を行えない地域もありました。

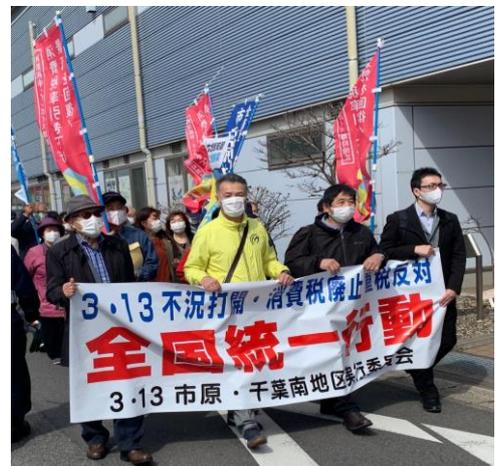
自主申告権行使の集団申告と「税務行政改善要望書」提出等が行われました。

消費税率 10%への引き上げや新型コロナウイルス感染症による暮らしと経営危機を打開せよとの声が広がる行動となりました。消費税 5%に戻せ、休業補償実施を、資金繰り支援の拡充、社会保険料や国保料・税の軽減、納税緩和措置活用、差押え・徴収行政改善、マイナンバー廃止、憲法に基づき生活費非課税応能負担の原則を。

消費税増税後、3ヶ月の国内総生産はリーマンショック後を上回りました。

消費税率 10%が景気減速を招き、新型コロナウイルス感染症が経済危機を深刻化させています。

二度の増税を強行した安倍政権の責任は重大です。5兆円超の軍事費など予算見直しで消費税 5%と景気回復政策を、と行動を広げましょう。



重税からの解放を求めデモ行進をする

労働相談一ヶ月

～外国人オーナーもルール守って～

- Q アジア系の外国人オーナーの飲食店にパート募集の張り紙を見て応募しました。店は 3 店舗あり従業員は全体で約 25 名、3 割位が日本人パートで、他はオーナーと同じ国の人達です。私は、扶養の範囲で働きたいと思い、労働契約書を催促したところ、後でというだけでもらえません。ある日、賞味期間切れの牛乳を使っていたので、オーナーに伝えたとこ、嫌な顔をされてました。給料日は、給料袋が机の上に置いてあり、名前を確認して持って行きます。家計簿を付けようと思い、給料明細が欲しいというと、それは何かといわんばかりの様子でした。年末に源泉徴収が欲しいと話しても通じません。日本のルールを知らない様子です。
- A 現在、日本には、技能実習生や特定技能労働者という形で外国人労働者が多数働いています。外国から来て働いている人は労働者ばかりではなく、経営者としても来ています。今回の相談は外国から来ている経営者に関するもので、税制や労働法など日本のルールを知らないことに対する疑問です。
- 労働契約書や給与明細の問題は労働法。扶養の範囲や源泉徴収票は税法の問題、賞味期間問題は、食品衛生管理の問題など適用される法の違いはあっても、日本の働くルールの基本になるもので、当然守らなければ、トラブルになります。働くルールのトラブルは、日本人・外国人労働者の違いがあっても、監督署が対応します。
- しかし、経営者は、独自に労働法などを学び、トラブルにならない様に努力することが求められます。
- 外国人オーナーに対する指導の仕組みは十分ではないのが現状です。【中林】

千葉中央メーデー川柳大募集！

今年の千葉中央メーデー(5月1日開催)では、『働き方に関する川柳』を募集し、大賞を決めます。以下の応募方をご覧ください。たくさんのご応募お待ちしております。

メールアドレス： chibarouren@axel.ocn.ne.jp

TEL：043-225-5576 FAX：043-221-0138

担当者：千葉労連の矢澤 期日：4/20(月)まで